

## 高知県教育委員会 会議録

平成27年7月定例委員会

場所：教育委員室

### (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成27年7月21日(火) 13:30

閉会 平成27年7月21日(火) 14:22

### (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児

### (3) 高知県教育委員会会議規則第9条、第10条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	田所 実
〃	教育次長	中山 雅需
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	教職員・福利課長	笹岡 浩
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	溝渕 智栄子
〃	小中学校課長	長岡 幹泰
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	生涯学習課長	渡邊 浩人
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課長	大西 雅人
〃	教育センター所長	下司真由美
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 委員長 7月定例委員会を開催する。  
 教育長 (提案説明)  
 委員長 付議第3号から第6号は個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。  
 賛成の委員は挙手をお願いする。  
 各委員 全員挙手  
 委員長 それでは、付議第3号から第6号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

委員 事務局	冊子の中に書いたことに対する訴えであるか。 冊子にある、その行動をとったことの「考えられる理由」として挙げたものは、推測によって書かれたものであることから、名誉を傷つけられたという主張をしたものである。
委員 事務局	その事故の時、本人の供述があったのではないのか。 顛末書への記載はあるが、すべてが我々が記載したことと同じものではない。公立学校校長会において、不祥事防止の観点から、なぜこんな行動をとったのかということ各校長に考えてもらう研修を行い、その後、この冊子を配布したものである。この冊子の中の「考えられる理由」として記載されていることが、事実ではなく、すごく名誉を毀損されたというものである。
委員長 事務局	事実をそのまま書いてないということについてか。 はい。 実際に二次会へ行ったのだが、「二次会へ行こう」という発言をしたという新聞記事が出たことで、ものすごく名誉を毀損されたということも付け足している。
委員長 事務局	これは知事が訴えられたのか。 高知県が訴えられている。
委員 事務局	この研修はいつ行ったのか。 平成24年5月31日に処分し、6月1日から7月の中旬までに各自治体の校長会開催に合わせて行った。
委員長 事務局	要するに校長がこのような判断ミスをしてはいけないということを伝えるためのものである。 実際の事例に近いが、事実と違うということを言っているわけか。 そのとおりである。我々が「考えられる理由」について、顛末書を基に本人の内面を推測して書いているが、その内容は事実と異なっており、精神的に苦痛を被ったということである。

委員	これはケーススタディであり、一般論として書いているという捉え方ではないのか。
事務局 委員長	最初に、「今回の事案のポイント」とあるので、具体例ともとれる。 この議案は、訴訟事務を教育長が補助執行するという点について同意するかどうかということである。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 平成28年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項に関する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

委員	定員について、昨年まで8人学級にこだわらないような表記だったが、何かが変わったのか。
事務局	これまで、入学者数が非常に少ない学校について「若干名」という表記にしていた。教育委員会において若干名という表記は曖昧なので、もう少し分かりやすい表記にしたかどうかという意見をいただいたため、過去10年間の入学者数の推移や各学校の来年度の入学者の状況についての情報をもとに何名程度という表記に統一した。
委員	昨年は、8名にこだわらず、30名程度、20名程度などの表記があったが、何か意図することがあるのか。
事務局	8名を超えると1学級増えることになるので、学級数を意識し1学級基準で表記した方がより好ましいという考えから、8の倍数で表記した。
委員	表記を改善したということか。
事務局	そのとおりである。
委員長 事務局	幼稚部の入学者が非常に少ないが、地元の幼稚園や保育園に入ってるのか。 そういう場合もある。幼稚部は盲学校、ろう学校のみ募集をしており、盲学校は以前から入学者が少なかった。ろう学校は、以前は5名から8名という入学者があったが、近年、非常に減少してきている。その原因は、地元の保育園等に行っているということと、人工内耳が普及し、特に平成6年に健康保険適用となってから、非常に抑えた金額で手術・治療が受けられるようになったことだと思われる。
委員長 事務局	地元の幼稚園や保育園で教育・保育ができるということか。 そのとおりである。人工内耳を使うと、直接聴覚神経に信号が伝わるようになり、聞こえが随分改善されるので、少しリハビリを受けた後、通常の保育園等でも対応が可能である。このような状況から入学者が少なくなっていると思われる。
委員長	入学者の数は、盲学校もろう学校も今までとそれほど変わっていないのか。

事務局	ろう学校は全体的に減少傾向にある。盲学校については、ほぼ横ばいである。他の障害種別についても、ほぼ横ばいである。知的障害は年々増えていたが、今は頭打ちというところである。
委員	今回の件に関係ないかもしれないが、訪問教育の入学者が非常に少なく、もう少し必要としている子どもたちがいるのではないかと思うが、ずっと0人から2人というのは何か原因があるのか。
事務局	かつては訪問教育の入学者ももう少しいたが、今は、障害が重い子どもたちも全日対応することが増えてきている。医療的ケアを必要とする子どもたちも、肢体不自由の特別支援学校や盲学校等に対応している。以前であれば訪問教育の対象であったであろうお子さんでも、今は医療的配慮、合理的配慮をすれば、全日対応が可能だということで、訪問教育の対象のお子さんかなり全日対応に移行しているという状況である。
委員	小中学校にはもう少し人数がいて、高等部に入る時に人数が減るのか。
事務局	高等部に限らず、全体的に全日の方へ移行している。
委員長	就学猶予という制度があるが、高知県には該当者はいるか。
事務局	毎年1名いるかないかである。
委員長	昔は、教育委員会事務局に就学猶予の担当の者がいたが、そういう手続きが必要なくなってきた。
事務局	昭和54年に養護学校が義務教育になって以降、就学猶予者、就学免除者は年々減少し、今はもう毎年0人か1人かである。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 平成28年春の叙勲候補者（教育功労）推薦議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第4号 平成28年春の叙勲候補者（保健功労）推薦議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第5号 高知県幼保連携型認定こども園審議会委員の委嘱議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第6号 高知県立図書館協議会委員の任命議案（新図書館整備課）】

○新図書館整備課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1号から第6号 原案どおり議決